

A 2訪問介護相当サービスサービスコード表

令和7年4月～

サービスコード			サービス内容略称			算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目									
A2	1111	訪問介護相当サービスⅠ	イ	1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合			1,176	1月につき	
A2	2111	訪問介護相当サービスⅠ・日割			日割の場合		39	1日につき		
A2	1211	訪問介護相当サービスⅡ			(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問介護相当サービスⅡ・日割			日割の場合		77	1日につき		
A2	1321	訪問介護相当サービスⅢ			(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問介護相当サービスⅢ・日割			日割の場合		123	1日につき		
A2	C211	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算		(1) 1週に1回程度の場合			-12	1月につき	
A2	C220	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割			日割の場合		-1	1日につき		
A2	C212	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ			(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき		
A2	C213	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			日割の場合		-1	1日につき		
A2	C214	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ			(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき		
A2	C215	訪問介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割			日割の場合		-1	1日につき		
A2	D211	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算		(1) 1週に1回程度の場合			-12	1月につき	
A2	D220	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割			日割の場合		-1	1日につき		
A2	D212	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ			(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき		
A2	D213	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合		-1	1日につき		
A2	D214	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ			(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき		
A2	D215	訪問介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ日割			日割の場合		-1	1日につき		
A2	6001	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等に サービスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算			1月につき	
A2	6003	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅱ			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合□	所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問介護相当サービス同一建物減算Ⅲ			同一の建物等に居住する利用者の割合が [※] 100分の90以上の場合 □	所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問介護相当サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算			1月につき	
A2	8001	訪問介護相当サービス特別地域加算・日割				所定単位数の 15% 加算			1日につき	
A2	8100	訪問介護相当サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			1月につき	
A2	8101	訪問介護相当サービス小規模事業所加算・日割				所定単位数の 10% 加算			1日につき	
A2	8110	訪問介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき	
A2	8111	訪問介護相当サービス中山間地域等加算・日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき	
A2	4001	訪問介護相当サービス初回加算	二 初回加算					200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問介護相当サービス口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算			50 単位加算	50			

A 2 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和 7 年 4 月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	6269	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位数の 245/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）			所定単位数の 224/1000 加算	
A2	6271	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の 182/1000 加算	
A2	6380	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の 145/1000 加算	
A2	6381	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)		所定単位数の 221/1000 加算	
A2	6382	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)		所定単位数の 208/1000 加算	
A2	6383	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)		所定単位数の 200/1000 加算	
A2	6384	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)		所定単位数の 187/1000 加算	
A2	6385	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)		所定単位数の 184/1000 加算	
A2	6386	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)		所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6387	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)		所定単位数の 163/1000 加算	
A2	6388	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)		所定単位数の 158/1000 加算	
A2	6389	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)		所定単位数の 142/1000 加算	
A2	6390	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)		所定単位数の 139/1000 加算	
A2	6391	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)		所定単位数の 121/1000 加算	
A2	6392	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)		所定単位数の 118/1000 加算	
A2	6393	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)		所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6394	訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)		所定単位数の 76/1000 加算	

【静岡市独自の運用】
訪問介護相当サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

【有効期限の設定について】
訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ1～Ⅴ14について、単位数表マスタは請求可能な有効期限設定を行っています。（令和7年3月31日まで）

A 2生活援助型訪問サービス（基準緩和）サービスコード表

令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A2	1121	生活援助型訪問サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		823	1月につき
A2	2121	生活援助型訪問サービスⅠ・日割		日割の場合		27	1日につき
A2	1221	生活援助型訪問サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合		1,644	1月につき
A2	2221	生活援助型訪問サービスⅡ・日割		日割の場合		54	1日につき
A2	1331	生活援助型訪問サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		2,608	1月につき
A2	2331	生活援助型訪問サービスⅢ・日割		日割の場合		86	1日につき
A2	C221	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合		-8	1月につき
A2	C230	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	C222	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合		-16	1月につき
A2	C223	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	C224	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-26	1月につき
A2	C225	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	D221	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合		-8	1月につき
A2	D230	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ・日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	D222	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合		-16	1月につき
A2	D223	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ・日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	D224	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合		-26	1月につき
A2	D225	生活援助型訪問サービス業務継続計画未策定減算Ⅲ・日割		日割の場合		-1	1日につき
A2	6001	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合□	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合□	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	生活援助型訪問サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	生活援助型訪問サービス特別地域加算・日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8110	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	生活援助型訪問サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき

【静岡市独自の運用】

生活援助型訪問サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）

A 6通所介護相当サービスサービスコード表

令和 7 年 4 月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1111	通所介護相当サービスⅠ	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合		事業対象者・要支援 1	1,798 単位	1,798	1月につき	
A6	1112	通所介護相当サービスⅠ・日割				59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所介護相当サービスⅡ			要支援 2	3,621 単位	3,621	1月につき	
A6	1122	通所介護相当サービスⅡ・日割				119 単位	119	1日につき	
A6	C211	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-18	1月につき	
A6	C212	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	C213	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ			要支援 2		-36	1月につき	
A6	C214	通所介護相当サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	D211	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-18	1月につき	
A6	D212	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	D213	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ			要支援 2		-36	1月につき	
A6	D214	通所介護相当サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	8110	通所介護相当サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6	8111	通所介護相当サービス中山間地域等加算・日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	6105	通所介護相当サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所介護相当サービスを行う場合			事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所介護相当サービス同一建物減算 2				要支援 2	752 単位減算	-752	
A6	5612	通所介護相当サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所介護相当サービス生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所介護相当サービス若年性認知症受入加算	ハ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240		
A6	6116	通所介護相当サービス栄養アセスメント加算	ニ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50		
A6	5003	通所介護相当サービス栄養改善加算	ホ 栄養改善加算			200 単位加算	200		
A6	5004	通所介護相当サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150 単位加算	150			
A6	5011	通所介護相当サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160 単位加算	160			
A6	6310	通所介護相当サービス一体的サービス提供加算	ト 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480		
A6	6011	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88 単位加算	88		
A6	6012	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅰ 2			要支援 2	176 単位加算	176		
A6	6107	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72 単位加算	72		
A6	6108	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅱ 2			要支援 2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24 単位加算	24		
A6	6104	通所介護相当サービス提供体制加算Ⅲ 2			要支援 2	48 単位加算	48		
A6	4001	通所介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3 月に 1 回を限度）		100 単位加算	100		
A6	4002	通所介護相当サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）		200 単位加算	200		
A6	6200	通所介護相当サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔・栄養スクリーニング 加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6 月に 1 回を限度）		20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所介護相当サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6 月に 1 回を限度）		5 単位加算	5		
A6	6311	通所介護相当サービス科学的介護推進体制加算	ル 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき	

A 6 通所介護相当サービス サービスコード表

令和 7 年 4 月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定単位
種類	項目								
A6	6100	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅰ	ヲ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の	92/1000	加算		1月につき
A6	6110	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の	90/1000	加算		
A6	6111	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の	80/1000	加算		
A6	6380	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の	64/1000	加算		
A6	6381	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）	(一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)	所定単位数の	81/1000	加算	
A6	6382	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 2			(二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)	所定単位数の	76/1000	加算	
A6	6383	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 3			(三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)	所定単位数の	79/1000	加算	
A6	6384	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 4			(四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)	所定単位数の	74/1000	加算	
A6	6385	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 5			(五) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)	所定単位数の	65/1000	加算	
A6	6386	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 6			(六) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)	所定単位数の	63/1000	加算	
A6	6387	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 7			(七) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)	所定単位数の	56/1000	加算	
A6	6388	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 8			(八) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)	所定単位数の	69/1000	加算	
A6	6389	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 9			(九) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)	所定単位数の	54/1000	加算	
A6	6390	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 0			(十) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)	所定単位数の	45/1000	加算	
A6	6391	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 1			(十一) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)	所定単位数の	53/1000	加算	
A6	6392	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 2			(十二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)	所定単位数の	43/1000	加算	
A6	6393	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 3			(十三) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)	所定単位数の	44/1000	加算	
A6	6394	通所介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 4			(十四) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)	所定単位数の	33/1000	加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	8001	通所介護相当サービスⅠ・定超	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798	単位	定員超過の場合 × 70%	1, 259	1月につき
A6	8002	通所介護相当サービスⅠ・日割・定超			59	単位		41	1日につき
A6	8011	通所介護相当サービスⅡ・定超		要支援 2	3621	単位		2, 535	1月につき
A6	8012	通所介護相当サービスⅡ・日割・定超			119	単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	9001	通所介護相当サービスⅠ・人欠	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1798	単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1, 259	1月につき
A6	9002	通所介護相当サービスⅠ・日割・人欠			59	単位		41	1日につき
A6	9011	通所介護相当サービスⅡ・人欠		要支援 2	3621	単位		2, 535	1月につき
A6	9012	通所介護相当サービスⅡ・日割・人欠			119	単位		83	1日につき

【静岡市独自の運用】

通所介護相当サービスⅡは、要支援 2 の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援 1 の方は利用できません）

【有効期限の設定について】

訪問介護相当サービス処遇改善加算Ⅴ 1 ～Ⅴ14について、単位数表マスタは請求可能な有効期限設定を行っています。（令和 7 年 3 月31日まで）

A 6 運動型通所サービス（基準緩和）サービスコード表

令和 7 年 4 月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1211	運動型通所サービスⅠ	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1438 単位	1,438	1月につき	
A6	1212	運動型通所サービスⅠ・日割			47 単位	47	1日につき	
A6	1221	運動型通所サービスⅡ		要支援 2	2896 単位	2,896	1月につき	
A6	1222	運動型通所サービスⅡ・日割			95 単位	95	1日につき	
A6	C221	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-14	1月につき
A6	C222	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割			日割の場合		-1	1日につき
A6	C223	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		要支援 2			-29	1月につき
A6	C224	運動型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割			日割の場合		-1	1日につき
A6	D221	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-14	1月につき
A6	D222	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割			日割の場合		-1	1日につき
A6	D223	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ		要支援 2			-29	1月につき
A6	D224	運動型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割			日割の場合		-1	1日につき
A6	8110	運動型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算			1月につき
A6	8111	運動型通所サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算			1日につき
A6	6125	運動型通所サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に運動型通所サービスを行う場合		事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6126	運動型通所サービス同一建物減算 2			要支援 2	752 単位減算	-752	
A6	5622	運動型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8004	運動型通所サービスⅠ・定超	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1438 単位	定員超過の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6	8005	運動型通所サービスⅠ・日割・定超			47 単位		33	1日につき
A6	8014	運動型通所サービスⅡ・定超		要支援 2	2896 単位		2,027	1月につき
A6	8015	運動型通所サービスⅡ・日割・定超			95 単位		67	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9004	運動型通所サービスⅠ・人欠	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1438 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,007	1月につき
A6	9005	運動型通所サービスⅠ・日割・人欠			47 単位		33	1日につき
A6	9014	運動型通所サービスⅡ・人欠		要支援 2	2896 単位		2,027	1月につき
A6	9015	運動型通所サービスⅡ・日割・人欠			95 単位		67	1日につき

【静岡市独自の運用】
運動型通所介護相当サービスⅡは、要支援 2 の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援 1 の方は利用できません）

A 6 サロン型通所サービス（基準緩和） サービスコード表

令和 7 年 4 月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A6	1311	サロン型通所サービスⅠ	イ	1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1, 258 単位	1, 258	1月につき	
A6	1312	サロン型通所サービスⅠ・日割				41 単位	41	1日につき	
A6	1321	サロン型通所サービスⅡ			要支援 2	2, 534 単位	2, 534	1月につき	
A6	1322	サロン型通所サービスⅡ・日割				83 単位	83	1日につき	
A6	C231	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ	事業対象者・要支援 1		-13	1月につき	
A6	C232	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	C233	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ			要支援 2		-25	1月につき	
A6	C234	サロン型通所サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	D231	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ	事業対象者・要支援 1		-13	1月につき	
A6	D232	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅰ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	D233	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ			要支援 2		-25	1月につき	
A6	D234	サロン型通所サービス業務継続計画未策定減算Ⅱ日割				日割の場合	-1	1日につき	
A6	8110	サロン型通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			1月につき
A6	8111	サロン型通所サービス中山間地域等加算・日割				所定単位数の 5% 加算			1日につき
A6	6135	サロン型通所サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサロン型通所サービスを行う場合			事業対象者・要支援 1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6136	サロン型通所サービス同一建物減算 2				要支援 2	752 単位減算	-752	
A6	5632	サロン型通所サービス送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8007	サロン型通所サービスⅠ・定超	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1, 258 単位	定員超過の場合 × 70%	881	1月につき
A6	8008	サロン型通所サービスⅠ・日割・定超			41 単位		29	1日につき
A6	8017	サロン型通所サービスⅡ・定超		要支援 2	2, 534 単位		1, 774	1月につき
A6	8018	サロン型通所サービスⅡ・日割・定超			83 単位		58	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9007	サロン型通所サービスⅠ・人欠	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,258 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	881	1月につき
A6	9008	サロン型通所サービスⅠ・日割・人欠			41 単位		29	1日につき
A6	9017	サロン型通所サービスⅡ・人欠		要支援 2	2,534 単位		1,774	1月につき
A6	9018	サロン型通所サービスⅡ・日割・人欠			83 単位		58	1日につき

【静岡市独自の運用】
サロン型通所介護相当サービスⅡは、要支援 2 の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援 1 の方は利用できません）

A F

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費A		442	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA＋高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合		438	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA＋高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算を算定する場合		434	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA＋業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算を算定する場合		438	
AF	1201	介護予防ケアマネジメントC	イ 介護予防ケアマネジメント費C	事業対象者・要支援1・2	309	
AF	1202	介護予防ケアマネジメントC＋高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合		306	
AF	1203	介護予防ケアマネジメントC＋高齢者虐待防止措置未実施減算+業務継続計画未策定減算	高齢者虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算を算定する場合		303	
AF	1204	介護予防ケアマネジメントC＋業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算を算定する場合		306	
AF	4001	介護予防ケアマネジメントA初回加算	ロ 初回加算	300単位加算	300	
AF	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位加算	300	